

別表六の二(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・	・	法人名
		・	・	

別表六の二(五)

平二十六・四・一以後終了連結事業年度分

試験研究費の額の合計額	円	平均超過税額控除割合	
<p>「21」欄</p> <p>試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第68条の9第9項第1号」※1、「第68条の9第9項第1号」※2又は「第68条の9第9項第2号」※3</p> <p>② 「区分番号」欄:「10010」※1、「10469」※1※2又は「10011」※3</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表六の二(五)「21」欄の金額(円単位)</p> <p>※1 平成26年旧措置法第68条の9第9項第1号「10010」 連結親法人事業年度が平成26年4月1日前に開始した連結事業年度</p> <p>※2 第68条の9第9項第1号「10469」 連結親法人事業年度が平成26年4月1日以後に開始した連結事業年度</p> <p>※3 第68条の9第9項第2号「10011」</p>			
増加試験研究費割合 $\frac{(4)}{(3)}$	5		当期税額控除可能額 ((10)の金額又は(18)の金額)
試験研究費の増加額に係る税額控除割合 (5) ≥ 30% の場合	6	0.3	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十一)「12」の②)
(5) < 30% の場合 (5)	7		法人税額の特別控除額 (19) - (20)
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 $(4) \times (\frac{5}{100})$ 、(6)又は(7) ((4) ≤ ((3) × $\frac{5}{100}$) の場合は0)	8	円	基準試験研究費の額の計算に関する明細
当期税額基準額 $(2) \times \frac{10}{100}$	9		前二年内に開始した連結親法人事業年度の試験研究費の額の合計額を計算する場合
当期税額控除可能額 ((8)と(9)のうち少ない金額)	10		連結親法人事業年度
平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(六)「5」の合計)	11		試験研究費の額の合計額
平均売上金額の10%相当額 $(11) \times \frac{10}{100}$	12		当該連結親法人事業年度の月数 (22)の連結親法人事業年度の月数
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (12)	13		改定試験研究費の額の合計額 (23) × (24)
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(11)}$	14		円
			基準試験研究費の額 (25)の金額のうち最も多い金額)
			基準試験研究費の額 (各連結法人の前事業年度又は他の前連結事業年度の月数調整後の試験研究費の額の合計額)